

1. イントロダクション

この授業では、現代ロシアの政治制度の変化、大統領および議会の選挙結果、議会および政党などに着目しながら、ソ連解体後の25年余りのロシア政治の変動を概観し、現代ロシア政治の特質を理解するための材料を提示し、ロシア政治あるいはプーチン政権は、独裁政権なのか、それとも国民に支持された民主的政権なのかを考えていきたいと思う。

その際、議論の出発点として、まずは「民主主義」の概念について考えることから始めたい。

1. 「民主主義」とは何か¹

1.1. 「民主主義」概念の多様性

「民主主義」とは何か、を考える際、最も単純で誰もがすぐに思いつくことの一つは、「多数決」であろう。実際、民主主義国家であれば必ず行われている大統領選挙や議会選挙などは最多票を獲得した候補者が選出され、議会における法律や決定の採択も多数決で行われる。しかし、他方で、少数意見の尊重や少数者（マイノリティ）の権利の擁護も、民主主義の重要な要素であるとも考えられている。ところが、「多数決」と、「少数意見の尊重」や「少数者の権利の擁護」は、矛盾しているように思える。

かくして、「民主主義」の概念は、次の3つの考え方に集約することができると考えられる。

①「選挙民主主義」または「手続き民主主義」

公正で自由な議会選挙や首長選挙が実施されていることを重視する。

②「参加民主主義」

選挙だけでなく、選挙の際の候補者の選定過程や、議会の立法過程、政府の政策決定過程に国民が参加できることを重視する。

③「社会的公正民主主義」

政治的な自由や公正だけでなく、経済的公正、福祉、セイフティー・ネットなどの実現を重視する。「少数意見の尊重」や「少数者の権利の擁護」という考え方も、この考え方に含まれる。

ロシア政治を見る場合、上記の3つの考え方のうち、どの考え方を重視するかで、自ずとロシア政治に対する評価も異なることになる。

1.2. 「民主主義」を論ずるときの暗黙の基準あるいはモデルの存在

「民主主義」の定義が多様であることは上で述べたが、それでも「民主主義」を議論する人々には、暗黙の基準あるいはモデルが存在しているように見える。それは、おそらく米国あるいは西欧の政治システムのいずれか、またはそれらすべてか、あるいはそれらの折衷型であろう。しかし、こうした考え方には、落とし穴があるように思える。それは、以下の3つの理由による。

①米国はその歴史的形成過程からすると非常に特殊な国家であって、基準やモデルとしてふさわしくない。

②ロシアを除く欧州の人口は、世界の約8%に過ぎず、まして西欧の人口は、世界のごく一部に過ぎない。面積も、ロシアを除く欧州²の面積は世界の約4%に過ぎない。

③西欧³は文化的伝統も特殊であり、宗教的に見るとキリスト教のうちの正教会を除くカトリックとプロテスタントを中心とするキリスト教文化の世界であった。すなわち、西欧の文化的伝統は、イスラム世界やアジ

¹ この項は、上野俊彦「ロシア：『民主化』論と地域研究」『アクセス地域研究Ⅰ』（日本経済評論社、2004）93-96頁の議論に基づいている。

² ここでは、欧州とは、アイスランドなどの島嶼を含み、ロシア連邦を除く地域を指す。

³ ここでは、西欧とは、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルクの各国およびジブラルタル、スヴァールバル諸島、ヤンマイエン島、チャンネル諸島、フェロー諸島、マン島の各地域を含む地域を指す。

アと異なるだけでなく、正教会を除くカトリックとプロテスタントを中心とするキリスト教文化圏であり、いわばキリスト教世界の半分であるということは重要である。たとえば、宗教改革は、キリスト教文化圏の一部で起こったことに過ぎず、同じキリスト教文化圏でも正教文化圏では起きていない。欧州とりわけ西欧の歴史も決して普遍的なものではなく特殊なものである。

かくして、全世界の一部に過ぎない地域の、固有の歴史に根ざしている政治システムを「民主主義」を考える場合の暗黙の基準ないしモデルとすることには無理がある、ということになる。

1.3. 「民主主義」の序列化を前提とした「民主化」論

「民主主義」ないし「民主化」を議論する人々には、暗黙のうちに、「民主化」の単一のモノサシ、単一の目標ないし到達点が存在している。その目標ないし到達点とは、「民主主義」の基準ないしモデルとして想定されている欧米の政治システムである。かくして、「民主主義」の先進国、発展途上国、後進国という序列化が生まれる。そして、「民主主義」の発展途上国は、救済あるいは支援の対象となり、「民主主義」の後進国は、非難や排除対象となる。アフガニスタン、リビア、イラク、シリア、北朝鮮などが非難され、実際に攻撃される時、それらの国々は「民主主義」の後進国と見なされている。これらの国々は空爆されて当然、そこには抹殺されるべき政治指導者がいる、ということになる。各国の「民主化」度を比較する際の基準としてしばしば用いられているフリーダムハウス⁴のランキングも、結局、各国を序列化することになる。EU あるいは NATO の東方拡大の際に問題となる民主化指標の適用も同様である。

1.4. 「民主化」論の新しい地平

(1) 一般理論の構築ではなく地域の認識（地域研究）に務めるべきである

「民主主義」あるいは「民主化」を議論するときに、基準やモデルを想定することをやめない限り、あるいは「民主主義について、より妥当性のある概念を構築しようという観念」から脱却しない限り、「民主主義」の序列化が行われることになる。

そこで、発送の転換が必要となる。すなわち、「民主主義」に暗黙の基準やモデルを想定することをやめて、100人の論者がいれば100の「民主主義」概念がありうることを前提とする、あるいは100の社会があれば100のシステムがありうることを前提とする、ということである。つまり、一般理論の構築ではなく、1.2.の最後で述べたように、個々の社会は異なる歴史と文化を持ち、また多様であり、異なる社会のあいだにはある点が似ていて、ある点は似ていないという相互の相対的距離があるだけで、単一の到達点を持つ単純な発展段階を進むわけではない、ということを受け入れる、ということである。

研究者は、「民主主義」の一般理論を構築しようとするのではなく、ある地域を認識しようとする、つまり、「ある社会のある制度（分野、機能、過程、アクター）は以前はこうだったが現在はこうなっているから、この社会はこのように変化した」ということをまず明らかにするように努めるべきである。この「変化」を抽出するためのツールが、さまざまな理論や概念であり、必要なのはそうした認識のツールとしての概念や理論であって、基準やモデルではない。

(2) レッテル（ラベル）を貼ることの危険性

日本のメディアは、プーチン政権について「権威主義⁵」という言葉よりも、「強権（的）」という言葉好んで使っているが、「強権的」という言葉は、学問的な用語ではなく、きわめてあいまいな、しかしながら特定のイメージを伴う言葉である。「権威主義」であれ、「強権」であれ、これらは、ある種のラベルないしレッテルである。

⁴ <https://freedomhouse.org/>

⁵ 「権威主義」概念を用いた興味深い比較政治研究にレヴィツキーとウェイの研究がある（Levitsky & Way, *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes After the Cold War*, Cambridge University Press, 2010）。同書によると、「競争的権威主義」とは、形式的な民主制度が存在し、それが権力獲得の主要な手段であると一般に見なされているが、職権濫用により現職または与党が対立候補または野党に比べて著しく優位な立場にあるような体制を言い、①自由な選挙、②市民的自由の広汎な保護、③機会均等、のいずれか一つでも損なわれていれば、それは民主主義ではなく競争的権威主義である、とされる。

ジャムの入った瓶にジャムの種類を書いたラベルを貼り付けることは、人が瓶の中のジャムが何のジャムであるかを知ることがを助けるが、実はわかった気にさせるだけであって、実際のジャムの味は食べてみなければわからない。例えば、瓶に「苺ジャム」というラベルが貼ってあると、人は瓶の中に甘いジャムが入っていると思うかも知れないが、実際には、非常に酸味の強いジャムが入っているかも知れない。つまり、ラベルを貼り付けることは、ときに、正当な理解の妨げになることがある、ということである。

(3) 「民主主義」概念ではなく、「立憲主義」概念？

政治の分析に際して、上記のように多様かつ問題の多い「民主主義」概念を用いるのではなく、より法的な概念である「立憲主義」を用いることで、客観的な分析が可能となるのではないか、という考え方が成立する。そこで、「立憲主義」について考えてみることにする。

2. 「立憲主義」とは何か⁶

「立憲主義」とは、憲法の目的は個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限することである、とする考え方である。この「立憲主義」の考え方に従えば、憲法の遵守義務は、国民にではなく、国家権力の担い手である、大統領、内閣総理大臣、地方首長、国会議員、地方議員、裁判官その他の司法官、警察官、その他の公務員等の公職者に求められることになる⁷。

この立憲主義の考え方は、法の支配（rule of law）の原理と密接に関連している。

2.1. 「立憲主義」と「法の支配」

「法の支配」とは、専制的な国家権力の支配を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を確保することを目的とする原理のことである。「法の支配」は、具体的には、以下のように考える。

- ①憲法を最高法規とする。
- ②人権は権力によって侵される。
- ③法の内容・手続きは公正でなければならない。
- ④権力の恣意的行使をチェックする裁判所の役割が尊重されなければならない。

2.2. 「法の支配」と「法治国家」の違い

(1) 「法の支配」

立憲主義の発展とともに、国民が立法過程に参加することによって自分たちの権利・自由を護ること、したがって権利・自由を制約する法律の内容は国民自身が決定することを前提とする原理であり、民主主義と結びついた考え方である。法の支配という場合の「法」には内容の合理性が求められており、人権と結びついていなければならない。

(2) 「法治国家」

国家権力の行使の形式や手続きを法によって定めるとする考え方で、民主主義と必ずしも結びつくものではない。「法治国家」の「法」には必ずしも内容の合理性が問われていない。

2.3. 立憲主義の展開

(1) 「自由国家」の時代

近代市民革命を経て近代憲法に実定化（名文化）された立憲主義の思想が発展した。この時代の国家を「自由

⁶ 立憲主義および日本国憲法に関する入門的参考文献として、渋谷秀樹『憲法への招待 新版』岩波新書、新赤版、1470、2014年がある。また、憲法に関する定番的教科書に、芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法』第6版、岩波書店、2015年がある。

⁷ 日本国憲法もまたここで言う立憲主義に基づいていることは、その第99条において、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定し、憲法を尊重し擁護する義務を、国民にではなく、国家権力の担い手である公務員その他の公職者に求めていることから明白である。

国家」と呼ぶ。この「自由国家」では、個人は自由・平等で、個人の自由意志に基づく経済活動が広く容認された。自由・平等な個人の競争を通じて調和が実現されると考えられ、権力を独占する強大な国家は経済的干渉や政治的干渉を行わずに、社会の最小限度の秩序の維持と治安の確保という警察的任務のみを負うべきものとされた。こうした国家は、「夜警国家」と呼ばれ、「小さな政府」が求められた。

(2) 「社会国家（福祉国家）」の時代

資本主義の発展とともに、貧富の格差が増大し、労働条件が劣悪化し、独占資本家が登場した。その結果、憲法の保障する自由は、社会的・経済的弱者には享受されえないものとなった。そこで、そのような状況を克服し、人間の自由と生存を確保するために、国家が市民生活の領域に積極的に介入し、社会的・経済的弱者の救済に向けて努力しなければならなくなった。こうして、19世紀的「自由国家」は、国家的干渉と計画とを必要とする「社会国家」(Sozialstaat/welfare state/социальное государство)へと変貌し、行政権の役割が飛躍的に増大した。日本では、こうした国家のことを一般に「福祉国家」と呼んでいる。

(3) 「立憲主義」と「社会国家（福祉国家）」

「立憲主義」は、個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限するという考え方であるため、国家が国民生活にみだりに干渉すべきではないという消極的な権力観を前提としている。こうした考え方は、一見、「社会国家」と矛盾するように見える。しかし、「立憲主義」の目的が、個人の権利・自由の確保にあるとするならば、その目的を現実の生活において実現しようとする「社会国家」の思想と基本的に一致することになる。とはいえ、国家権力の肥大した「社会国家（福祉国家）」は、「立憲主義」を置き去りにすることで、しばしば個人の権利・自由を脅かすという危険性と隣り合わせであるという、認識を持つことが重要である⁸。

(4) 「立憲主義」と「民主主義」

「立憲主義」と「民主主義」は密接に結びついている。それは、①国民が権力の支配から自由であるためには、国民自らが能動的に統治に参加する制度を必要とするため、自由の確保は、国民の国政への積極的な参加が確立している体制、すなわち民主主義において初めて現実のものとなるからであり、また、②「民主主義」は、個人尊重の原理を基礎とするので、国民の自由と平等が確保されて初めて可能となるからである。

(5) 行政訴訟への着目

行政訴訟とは、公権力の行使、すなわち政府や地方自治体などの行政機関（その長としての首長）の行った行為の合憲性や適法性について、原告（国民または地域住民）と被告（政府または地方自治機関、もしくはその首長）とが争い、その取り消しや変更などを求める訴訟のことであるが、この行政訴訟が、立憲主義の実現のための最終的な担保（保障）となるため、行政訴訟を見ることも重要である。

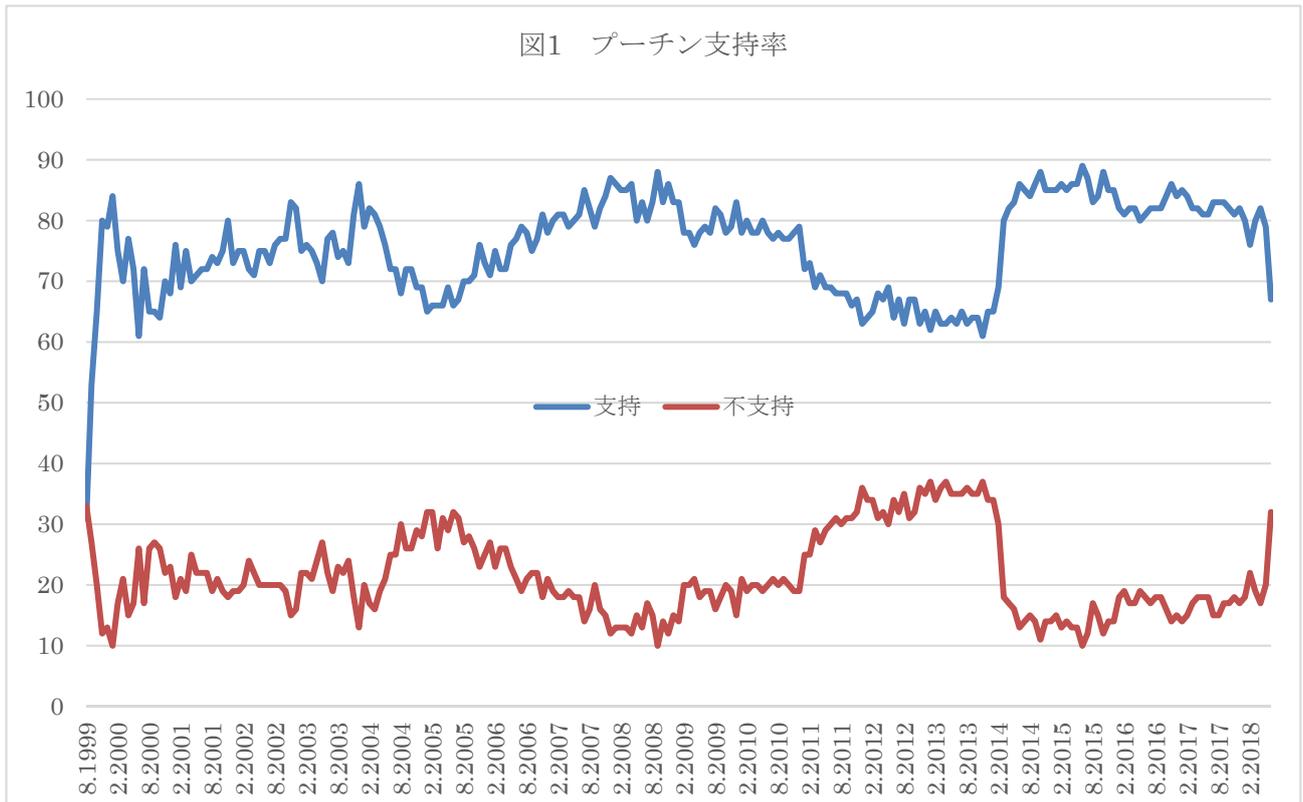
ただし、この授業では、ロシアの政治過程における立憲主義または法治主義の実現、国民の権利（市民権）の保障状況などについて見ていくことが中心となり、ロシアにおける行政訴訟の問題は扱わない。

3. プーチン支持率の推移

図1を見ると、大統領に就任した2000年以降のプーチン支持率は、最高が89%（2015年6月）、最低が61%（2000年6月）ないし62%（2013年1月）で、平均は76%である。今年の春以降、おそらく年金受給年齢引き上げの決定を原因とする支持率低下が見られるが、それでも2018年7月の支持率が67%、8月の支持率が70%である。一部報道の「プーチン支持率急落」との見出しは、「急落」が事実だとしても、依然として70%前後の支持率を維持していることから、プーチンが「不人気」であるということにはならない。

比較の参考までに図2として、安倍内閣の最近の支持率のグラフを示したが、2017年以降に限ると、最高が53%、最低が35%で、不支持率が支持率を上回ることがあるなど、プーチンの支持率は安倍内閣の支持率よりもかなりかなり高いことが分かる。

⁸ 個人の権利・自由が軽視されていたソ連国家は、他方で強力な「社会国家」すなわち「福祉国家」であったと見ることもできる。



出典：レバダセンター (<https://www.levada.ru/indikatory/odobrenie-organov-vlasti/>)

図2 安倍内閣支持率



出典：NHK (<http://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/>)